

令和4年度第3回
北海道環境審議会地球温暖化対策部会

議 事 録

日 時：2022年7月27日（水）午前10時開会
場 所：か で る 2 ・ 7 1 0 3 0 会 議

1. 開 会

○事務局（佐々木課長） 定刻となりましたので、ただいまから、令和4年度第3回北海道環境審議会地球温暖化対策部会を開会いたします。

本日は、お忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

気候変動対策課の佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、所属委員と専門委員を合わせて7名、また、オンライン出席の方につきましては4名となっております。本日ご出席でいらっしゃいますオンライン出席の菅井委員、また、対面でのご出席を予定されています小林専門委員におかれましては、少々遅れると伺っておりますが、後ほどご参加いただけるかと存じております。

規則に定めております定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

まず、議事に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

お手元には、次第、出席者名簿等々のほかに、北海道地球温暖化防止対策条例の見直しに係る基本的な考え方（答申素案）と、参考資料ということで、これまでいただいたご意見に対する考えといったものを添付させていただいております。

添付漏れなどがありましたら、事務局までお申しつけください。

続いて、オンライン開催の留意事項でございますけれども、スムーズな会議進行とさせていただきますため、ご発言されない間につきましては、マイク、ビデオをオフにしてくださいよう、よろしくお願いいたします。ご発言の際は、手を挙げていただくボタンを押していただくか、発言のお申出をいただき、部会長の発言許可を得た後にご発言をしていただくようお願いいたします。

それでは、これからの議事進行については、山中部会長、よろしくお願いいたします。

2. 議 事

○山中部会長 本日は、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

昨今、ヨーロッパでは、ヒートドームと言われるとても暑い夏が来ております。40度という想像がつかないような温度ですが、それに比べると北海道は、逆に本州の梅雨がそのまま移ってきた形で天気が悪く、幸いにして温度は低めですけれども、本州のほうではとても暑い状況が続いており、確定はできませんが、多分、温暖化の表れだと思われます。

昨今、ウクライナ情勢もあれば、コロナの感染者数が増えてきて、不確実な時代、VUCAの時代になっているのですけれども、そういう中でも粛々と地球温暖化の対策を進めていくと同時に、社会が柔軟に変わっていかなければならない、柔軟な仕組みをつくらなければいけないので、柔軟な対応にゼロカーボンも入れていただくという形で進めるのがいいのかなと個人的に思っております。

それでは、議事に進みます。

前回までは、地域脱炭素化促進計画に係る配慮基準がありましたが、前回、スケジュー

ルを確認したことによって、親会のほうで進め方を確認してもらおうということになっております。今回は、今まで議論してきた北海道地球温暖化防止対策条例の見直しに係る基本的な考え方（答申素案）について、3分の2ぐらいのところの（7）建築物に関する地球温暖化対策までを説明していただき、それから、後半の残りの部分を説明していただく形で行っていききたいと思います。

まずは、（7）建築物に関する地球温暖化対策までについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局（矢花課長補佐） 事務局の矢花でございます。よろしくお願いいたします。

私から、資料の北海道地球温暖化防止対策条例見直しに係る基本的な考え方（答申素案）に基づきましてご説明させていただきます。

資料を開いていただきまして、2ページ目でございます。

1として、条例制定後の主な情勢変化が記載されてございます。

北海道地球温暖化防止対策条例は、北海道洞爺湖サミットの開催を契機に翌年制定し、本道における地球温暖化対策に一定の役割を果たしてきた。また、2015年にパリで開催されたCOP21におきましてパリ協定が採択されまして、今や2050年までのカーボンニュートラル実現が世界共通の目標となったということでございます。

国の動きでございますけれども、昨年4月に、2050年目標と整合的で野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを46%削減するという新たな目標を表明し、同年6月には地球温暖化対策推進法を改正し、2050年カーボンニュートラルの実現を目指すことを法定化したという状況でございます。

道の状況でございますけれども、2020年3月に、知事が2050年までの温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すということを国に先駆けて表明いたしまして、ゼロカーボン北海道の実現に向けて取り組むことを決意したと。こうした条例制定後の様々な社会情勢の変化などを踏まえ、見直しの検討をしたというところでございます。

2、検討のポイントでございます。

次に掲げる観点を中心に幅広く検討を行いました。

（1）としまして、ゼロカーボン北海道の実現に向けて、道民・事業者等と理念や目指す姿を共有し、オール北海道で推進するための規定のあり方、（2）地球温暖化対策推進法の改正を踏まえ、法と条例の整合性や事業者による温室効果ガス排出量報告制度などの規定のあり方、（3）環境と経済・社会が調和しながら成長を続けるゼロカーボン北海道の実現に向けた規定のあり方、（4）本年3月に策定した北海道地球温暖化対策推進計画の基本的な方向性と整合した規定のあり方、このポイントを中心に検討を行ってきたところでございます。

3ページ目をご覧ください。

3としまして、見直しの主な要点というところでございます。

（1）名称についてでございます。

2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すとともに、生活の豊かさを実感しつつ、経済を発展し、持続可能な社会を構築するゼロカーボン北海道の実現に向け、道民、事業者などの各主体が連携して推進することを分かりやすく示すような名称に改称または通称、略称を使用することが必要であるということでございます。

(2) 総則的事項についてでございます。

ア、目的、ゼロカーボン北海道を実現するため、基本理念を定めること、また、道民、事業者、道等の責務を明らかにし、基本的事項を定め、地球温暖化対策推進法その他の法令と相まってゼロカーボンの実現に向けた取組のさらなる推進を図ること、もって現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保及び人類の福祉に寄与することを目的として規定することが必要である。

イ、基本理念についてでございます。

2050年までのゼロカーボン北海道の実現に向けて、全ての関係者が主体的かつ積極的な参画と密接な連携の下に取組を進めること、環境と経済・生活の向上を統合的に推進していくこと、本道に豊富な再生可能エネルギーや森林など地域資源の有効活用を図ることなどを旨とする基本理念の新設が必要であるということでございます。

ウ、道の責務についてでございます。

現条例の「総合的・計画的対策の策定・実施」「道民、事業者、市町村等との連携・協働・支援」「道自らの率先実行」等に加え、次の観点を規定に盛り込むことが必要であるということでございます。

7点掲げてございます。

1点目が専門的知識、技術を有する人材の育成、続きまして2点目、環境教育及び学習の推進、3点目が調査研究、技術開発の推進、4点目が大学その他試験研究機関との連携、5点目が道民、事業者の行動変容の促進、6点目が分かりやすい情報の提供、7点目が施策推進のための必要な財政上の措置となつてございます。

続きまして、エ、道民、事業者等の責務でございます。

現条例の「日常生活・事業活動に伴う排出削減」「道の施策への協力」等の道民、事業者の責務に加え、観光、ビジネス等で滞在する者についても、道や市町村が実施する施策に協力し、排出削減に取り組むよう規定に盛り込むことが必要である。

(3) 推進計画等でございます。

条例規定の推進計画に基づく施策の点検に当たっては、定期的に北海道環境審議会による評価を受け、その結果を公表することを規定することが必要であるということでございます。

4ページ目をご覧ください。

(4) 事業活動に関する地球温暖化対策等ということで、事業者の取組をより一層促進するため、次の事項等を追加または拡充することが必要である。

ア、事業者の温室効果ガスの排出削減、丸の一つ目ですけれども、事業者が排出する温

室効果ガスを削減していくためには、事業者自らが現状のエネルギー使用量等から排出量を把握した上で、適切な対策を講じるよう努めることが必要である。

丸の二つ目、本道の二酸化炭素排出量の3割を占める産業部門のほか、業務部門など排出割合の大きい業種の排出削減を図るため、これらの業を営む事業者は、業種に応じた排出量の少ない機械器具の導入や使用、エネルギーの効率的な運用などを講じるよう努めることが必要である。

丸の三つ目、道は、事業者による自主的な排出量削減の取組を促進するため、排出量の把握方法などの情報の提供その他のサポートが必要である。

イ、カーボン・オフセットの推進、丸の一つ目、事業者は、事業活動に伴う排出削減が困難な場合やさらなる削減を図るため、道内における排出削減、吸収量等の購入や活動の実施により、排出量の埋め合わせ（オフセット）を行うよう努めることが必要である。

丸の二つ目、道は、カーボン・オフセットの理解や取組を促進するため、道民、事業者に対して、情報提供など必要な措置を講じる必要がある。

ウ、製品・サービスの開発等についてでございます。

丸の一つ目、事業者は、温室効果ガス排出量の少ない製品やサービスの開発、販売、提供を行うよう努めることが必要である。

丸の二つ目でございます、道は、それらの製品等の普及を促進するため、情報提供や必要な措置を講じる必要がある。

エ、温室効果ガス削減計画書等の作成についてでございます。

丸の一つ目、事業活動における排出削減として、これまで一定以上の排出事業者に対し、計画的な削減等を促進するため、削減計画書及び実績報告書の作成、提出を求めてきたところでございますけれども、さらなる削減等の取組を進めるため、対象事業者の増加や事務負担も考慮しつつ、規模要件を拡大することが必要であるということでございます。

丸の二つ目、上記の計画書及び報告書には、排出量のさらなる削減や地域資源の活用につなげるため、削減目標や再生可能エネルギー導入目標、温室効果ガスの吸収を図るための措置を報告等の項目として追加することが必要である。

丸の三つ目、特定事業者の事務軽減を図るため、道への報告時期を方法の報告時期に合わせることや書面主体であった報告形態を電子による簡易な方法での提出を可能とするなどの配慮が必要であるということでございます。

続きまして、オ、特定事業者以外による排出量簡易報告書の作成についてでございます。

前記エのほか、特定事業者以外の中小規模事業者など幅広い事業者に対しまして、排出量の把握や削減等の自主的な取組を促進するため、エネルギー使用量や排出量を任意で報告できる規定が必要である。

カ、温室効果ガス削減計画書等の公表についてでございます。

特定事業者のほか、特定事業者以外の事業者から報告された計画書及び報告書は、その取組を公表することで事業者のインセンティブにもなり、他事業者の意識向上ですとか同

様の取組の拡大にもつながるということから、道は、その内容を分かりやすく公表することとし、取組の全道的な拡大、展開を図ることが必要である。

続きまして、（５）交通に関する地球温暖化対策についてでございます。

全国と比べ排出割合が大きい運輸に関する取組を一層促進するため、現条例の「公共交通機関等の利用」「自動車等の適正な運転」「アイドリング・ストップ」等の規定に加え、次の事項等を規定に追加または拡充することが必要である。

ア、次世代自動車の普及促進についてです。

自動車の購入や使用の際には、次世代自動車を選択するよう努めるとともに、再生可能エネルギーによる電気と電気自動車、燃料電池自動車等を活用した、走行時に排出量がゼロとなる「ゼロカーボン・ドライブ」についても、新たに規定を設け推進することが必要である。

イ、物流における地球温暖化対策についてでございます。

丸の一つ目、輸送を請け負う事業者は、物資の輸送における排出削減を図るため、トラックの共同化による輸送効率の改善などに努めることが必要である。

丸の二つ目、輸送を依頼する荷主は、物資の輸送において、再度の配達を生じさせないなど運送事業者が行う配送に協力するよう努めることが必要である。

続きまして、（６）機械器具に係る地球温暖化対策についてでございます。

家電製品や暖房器具等に関する取組や対策を一層促進するため、現条例の「排出量の少ない機械器具の購入・使用」「特定機械器具（エアコン、テレビ、冷蔵庫、ストーブ）の省エネルギー性能の表示」の規定に加え、次の事項等を規定に追加または拡充することが必要である。

丸の一つ目でございます。特定機械器具の省エネルギー性能の表示・説明規定について、規模要件（５台以上の陳列販売事業者）を拡充（台数規定の撤廃）することが必要である。

丸の二つ目、特定機械器具について、使用電力の大きい照明器具などを加えることが必要である。

丸の三つ目としまして、道は、特定機械器具の販売事業者と連携し、道民、事業者に対し、温室効果ガスの排出の少ない機械器具の普及を図ることが必要である。

（７）建築物に関する地球温暖化対策についてでございます。

建築物に係る排出削減等の取組をより一層促進するため、次の事項等を追加または拡充することが必要である。

ア、建築物に係る排出削減についてでございます。

現条例の「建築主による建築物のエネルギー使用の合理化」「一定規模以上の建築物に係る報告制度」に加え、道と建築事業者が連携し、積雪寒冷な地域特性に対応した北方型住宅や建物で消費する一次エネルギーの収支をゼロにするＺＥＢなど省エネルギー性能が優れた建築物の普及を図ることが必要である。

イ、建築物への道産木材の利用の促進についてでございます。

丸の一つ目、建築物に道産木材を利用することは、長期にわたる炭素固定の効果や木材の輸送による温室効果ガスの排出削減に有効であるため、道民、事業者は、道産木材の利用に努めることが必要である。

丸の二つ目、道は、自ら整備する建築物に道産木材の利用に努めることが必要である。

丸の三つ目、道は、建築物における道産木材の利用を促進するため、木造建築物の普及、木材利用に関する技術的な情報提供や木造建築物に係る人材の育成など必要な措置を講じることが必要である。

ウ、建築物環境配慮計画等の作成についてでございます。

丸の一つ目、建築物における削減対策として、これまで一定規模以上の建築物の「新築・改築・増築」「修繕・模様替」「建築設備の設置・改修」の行為に対しまして、建築物のエネルギーの効率的利用や熱損失防止等の計画書及び完了届出の作成、提出を求めてきたところでございます。

その上で、建築物省エネ法の省エネ基準の適合届出制度や事務負担も考慮し、報告制度を見直すことが必要である。

丸の二つ目、特定建築物の建築主による自主的な建築時や建築後の消費エネルギー削減等を促すため、上記の計画書に道産木材の使用や再生可能エネルギー導入についての項目を追加することが必要であるとなつてございます。

資料については、一旦、（７）までの説明とさせていただきます。

もう一つ、参考資料をご覧いただきまして、これまでの環境審議会及び部会でいただいた主なご意見とそのご意見に対する考えということで、これまでのところに係るご意見とその対応についてご説明させていただきます。

１番目、世界の温室効果ガス削減への貢献ということで、北海道民の行動が世界のCO₂を減らすのだという、世界の脱炭素、ゼロカーボンを目指すというような気持ちを書いてはどうかというご意見です。

それに対する考えですけれども、ゼロカーボン北海道の取組が北海道のみならず世界の共通目標である温室効果ガス排出量の削減に寄与する旨を前文に盛り込むことを検討していきたいと考えているところでございます。

２番目、道民の位置づけについてでございますけれども、国の温対法の改正におきまして、関係者を規定する条文の先頭に国民を位置づけるのは今までにない事例であり、条例の見直しにおいても、道民を先に記載するなど、位置づけを変えたほうがいいのではないかとご意見でございます。

国の温対法の改正により新たに規定された基本理念では、カーボンニュートラルの実現に向け、国民の理解や協力は前提として、国民に係る条文の先頭に位置づけられたことから、道としても同様に道民を先頭に位置づけることを検討していきたいと考えてございます。

３番目、経済との両立についてでございます。

経済とか産業活動が過度に抑制されないよう、バランスを取って進めていくことが非常に重要ということに関する意見ですけれども、ゼロカーボンとともに生活の豊かさを実現しつつ、経済が発展し、持続可能な社会の実現を目指し、種々の取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

4 番目、環境影響産業への対応についてでございます。

エネルギー転換が進んでいくと、地域から灯油の事業者がいなくなるなど、過渡的に起こるであろうエネルギー難民をどう緩和、ケアしていくのかということも必要ではないかということでございますけれども、道の推進計画における取組の基本的考え方では、地域の経済、社会、雇用への影響に十分配慮しながら進めるとしておりまして、これを踏まえ対応してまいりたいと考えております。

5 番目、道民の意見についてでございます。

若い人を含めた道民一人一人が、北海道の将来に対して意見表明ができるような場所が必要だということでございます。2050年まで長期にわたり、世代を超えた取組が求められることから、今後とも、若い世代を含めた多くの方々に意見を伺い、施策に反映してまいりたいと考えております。

6 番目、道の率先実行についてでございます。

道も大量にエネルギーを消費する事業者であり、事業者、道民に努力義務を課すのであれば、まずは率先して再エネの利用を進めることが必要ではないかということでございます。道の責務として、率先実行の規定について、引き続き盛り込むことを検討していきたいと考えているところでございます。

7 番目、8 番目が補助金等の財政支援についてでございます。

削減目標実現のためには、補助や助成のような支援が必要ではないか、また、再エネ施設を新設、増設した場合に法人事業税を軽減するといった再エネ振興優遇税制の検討も必要ではないかということでございます。

これにつきましては、国の補助制度等の活用に向けた情報提供、助言に加えまして、ゼロカーボン北海道の実現に向け、道として施策を推進していくために必要な財政措置の確保について新たな規定を検討していきたいと考えております。

なお、税制上の支援につきましては、現在、国で再エネ発電設備に係る課税標準の特例措置、固定資産税についての特例措置がございますけれども、適宜、その活用に向けた助言を行うほか、必要に応じて国への要請についても検討していきたいと考えております。

9 番目、観光旅行者の定義についてでございます。

北海道に滞在する方は、観光旅行者だけでなくビジネスの方もかなり多いと思うので、観光旅行者等でくくらず、ビジネスの方々も明示したほうがよいという意見についてでございます。観光旅行者の定義について、観光旅行や余暇活動のほか、ビジネス活動で来道される方も多いことから、そうした方も包含する規定を検討していきたいと考えております。

続きまして、10番目、11番目、人づくり・環境教育についてでございます。

小・中・高校の授業で温暖化対策の必要性や家庭での取組事例を教育すべき、また、子どもたちへの教育は学校教育でやっていくことが有効だと考えるけれども、プラスして大人に対してどのように教育、啓発していくのか、子どもを通じて大人、家庭に対する浸透や大人と若い世代と一緒に何かをしていくという場をぜひ構築してほしいということでございます。これにつきまして、道民一人一人の理解と行動の実践が重要であり、児童生徒を対象とした環境教育をはじめ、専門的な知識や技術を身につける人材の育成など、幅広い世代を対象とした人づくり、環境教育の推進が必要なことから、道の責務に専門知識、技術を有する人材の育成ですとか、環境教育・学習の推進等について規定の追加を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、計画等ということで、12番目、13番目でございます。

進捗管理・目標へのアプローチというところで、2030年温室効果ガス削減目標の達成に向けて、毎年モニタリングをしながらチェックして、思わしくなければ見直すようにしていかないと数字的な実現は難しいのではないかと、また、削減目標実現のためには具体策とロードマップが重要ということでございます。

条例に規定しております推進計画における施策の点検につきましては、毎年度の削減状況を算出した上で定期的に環境審議会による評価をいただき、その後の施策に反映させていきたいと考えているところでございます。その旨を条文の規定に盛り込むことを検討していきたいと考えております。

続きまして、2ページ目に参りまして、14番目から18番目ということで、排出量報告制度のところでございます。

排出量報告制度の意義や対象事業者の規模要件、事業者の利便性の向上と報告項目の拡充、データの有効活用について、事務局案のとおり検討していくことがよろしいのではないかと、見直しの論点もバランスを取れている。また、黒丸の二つ目ですけれども、中小規模等への簡易版の算出、任意報告制度の関係は中小企業の方々にもぜひやっていただくべき、中小企業の方々に過度に負担にならないように、簡易版の算出、あるいは、特に任意報告制度の規定は必要。一旦、任意の報告としておいて、負担がどの程度か分析した上で定着度合いを見て義務化していくといった配慮が必要ではないか。続いて、道内の企業の99%近くは中小企業なので、温室効果ガス排出量報告制度の対象事業者を拡大してもカバー率は低い。中小企業に切り込んで一緒になって進めていかないと目標を達成できないので、それほど負担のかからないようなやり方を工夫し、取組を広げていってほしい。また、排出量報告制度では、報告事業者を増やす取組が必要ではないか。最後の黒丸ですが、確実に報告してもらえるような方法を考えるべきというようなご意見がございました。

それに対しましては、この報告制度につきましては、事業者の取組を一層促進するため以下の事項を追加するなど、事業者が取り組みやすく、また、インセンティブにつながる内容を検討していきたいと考えてございます。特定事業者の対象範囲について、事務負担

を考慮しつつ規模要件を拡大、また、自主的な排出量の削減を促すための排出量の削減目標など報告項目を追加、また、事務負担軽減を図るため報告時期を国の法に合わせるとともに、電子化による簡易な方法での提出方法に見直し、特定事業者以外の事業者にも簡易な方法で排出量を任意で報告できる制度の創設、また、他事業者の意識向上等につなげるため計画書の内容を分かりやすく公表する。次の黒丸ですけれども、引き続き、より多くの事業者から報告をいただけるよう取組の強化等を検討していきたいと考えているところでございます。

続きまして、19番目以降ですけれども、交通・自動車関係でございます。

19、20の公共交通機関等への利用の転換ということで、現条例の自動車使用に関する地球温暖化対策では、公共交通機関等への利用への転換が最初に来る。温室効果ガスの排出量が少ない自動車の使用等は電気自動車や水素自動車を考えると思うが、条文の順番も上になるのかですとか、公共交通機関の利用への転換等の記載はあるが、北海道の公共交通機関の衰退からきちんと考えていく必要があるというようなご意見がございました。

それにつきましては、公共交通機関の利用への転換は、排出量の削減はもとより、地域の公共交通の維持につながることを期待されることから、引き続き規定を検討していきたいと考えております。

なお、条文の順序等は、今後、法制審査の中で審査部局と相談していきたいと考えてございます。

続いて、21番目、説明義務のところでございます。

アイドリングストップや自動車販売業者に対する説明義務について、これまでの成果がある程度見られたからもういらないという判断はあるのかということでございますけれども、国の温対計画ですとか道の推進計画において、駐停車時のアイドリングストップによる適正利用やエコドライブの推進が規定されておまして、引き続き、規定を検討することで、温暖化防止につながる運転等と呼びかけていきたいと考えております。

続きまして、23番目の次世代自動車でございます。

E V充電器自体が再生エネルギー由来の電力でないと環境に配慮していると言えないので、条文に再生可能エネルギー由来の文言も入れるべきではないかとのご意見がございました。

再生可能エネルギーを活用し、走行時に二酸化炭素を排出しない、いわゆるゼロカーボン・ドライブの普及について、新たな規定を検討してまいりたいと考えてございます。

24、25番目の運送・物流についてのご意見でございます。

運輸部門は、地域の特徴で、モビリティはそれぞれ違ってくることから、条例の見直しの検討過程でそういった観点もあるべきでないか、また、J R貨物等のモーダルシフトは想定していると思うが、他府県ではターミナル駅も減少しているという実態もあることから、慎重に検討するべきとのご意見でございました。

これにつきましては、物流における排出削減を図るため、効率性の高い輸送方法を選択

するなど事業者の努力が必要となることから、物流に係る新たな規定を検討していきたいと考えているところでございます。

長くなりましたけれども、（７）までの資料の説明は以上でございます。

よろしくお願いします。

○山中部会長 ありがとうございます。

大きくは、３と呼ばれている見直しの主な要点というところが我々の答申の重要な点になるかと思います。

（７）までの事務局の説明に対してご意見などがあればお願いしたいと思います。

○宮森専門委員 質問ですが、（６）の機械器具に係る地球温暖化対策のところ、特定機械器具のうち、エアコン、テレビ、冷蔵庫、ストーブとなっているのですが、給湯器は入らないのでしょうか。

○事務局（矢花課長補佐） 現状では、エアコン、テレビ、冷蔵庫、ストーブの４品目を、家庭における電気使用量の多いものということで位置づけているところでございます。今後、下にもございますけれども、家庭における使用電力の大きい照明器具などを加えることを検討しているところでございます。

○宮森専門委員 道内では、給湯もかなりのエネルギーを使っています。エネルギーということを考えると、給湯器も加えていただきたいと思います。

もう一つは、（７）で、６ページの上のほうにＺＥＢという表記がありますが、その前にＺＥＨも入れたほうが良いような気がします。どうでしょうか。

○事務局（矢花課長補佐） ＺＥＨも入れ込むことで検討していきたいと思います。

○山中部会長 ほかにいかがでしょうか。

私から申し上げます。

見直しの主な要点の（２）のウの道の責務のところ、環境教育という言葉があります。最近、ここは気候変動教育という言葉が比較的広まってきておりまして、まさにこれは気候変動教育ではないかと思うので、そこを検討していただくようお願いします。

もう一つは、若者の話としては、参考資料として、これまでのご意見の５というものがあります。若者に限らず、ウの責務のところですが、「道民・事業者・市町村等との連携・協働・支援」ということですが、なぜこの辺りがあまり進まないかというと、人材育成とか学習の推進とか、あるいは行動の変容の促進ということに関して、ここには「○」が三つ置かれていますけれども、その前段階というか、とても重要なところでは各主体間の対話が必要だというのが一般的です。新たに加えるか、もう少し文言を考えていただいて、主体者間の対話みたいなことを入れたほうが、むしろ今後の条例の見直しには有効的かと思います。

意見です。

ほかにいかがでしょうか。

○武野委員 （１０）のライフスタイルのほうでお話をしようと思っていたのですがけれど

も、エのところの道民、事業者等の責務は、現条例でも、道民の責務は積極的に講じるよう努めるとか、道民は道が実施する対策に協力するとか、今回のウところは道民、事業者の行動変容の促進、道が促進するのですね。道民は、道の施策に協力するのですね。道民の主体性といいたいまいしょうか、積極性といいたいまいしょうか、そういう面をもっと強調すべきだと思うのです。

そうすると、表現としては、協力ではなくて、連携とか、自発的な行動とか、自らの行動変容とか、そういう文言が道民の責務のところに入ってくるべきではないかと思います。道が道民に何かを促すのではなくて、道民が自発的に取り組んでいくような関係をつくっていきましょうという表現のほうがよろしいと思います。

今、部会長がおっしゃったようなことでいくと、相互作用が起きるような表現が必要だと思います。

○山中部会長 まさに私も武野委員と同じ意見で、主体ごとではなくて、主体が連携するための対話あるいは協働が必要かと思います。

○小林専門委員 4ページの(4)の事業活動に関する地球温暖化対策等のところで、事業者の温室効果ガス排出削減について、省エネなどの書きぶりはあると思うのですが、今のエネルギー危機のこともありますし、価格の高騰もあって、自家消費型の太陽光とか、事業者も自分たちが事業活動で使うエネルギーをいかにして調達するかということでやられているので、そこは、再エネ導入を進められるような適切な支援をするとか、ほかでも触れられていただいていますけれども、再エネの電源を選ぶようにというのも温室効果ガス削減には大事なところなので、入れていただければいいかと思っています。

また、前の3ページのところに、ウの道の責務の中で、専門的知識、技術を有する人材の育成と一番最初に出ているのですが、これは誰のことなのかと思ひまして、道の担当課の皆さんも時期が来ると自動的に交代していつてしまうということもあります。もちろん、民間に専門知識がある人たちが育っていくことも大事なのですが、道の中でのゼロカーボンの取組は、2030年、2050年とこれから先のことがありますので、しっかり道民や企業の取組を支えていけるような人材の育成をまさに道の中にもつくっていつていただければいいなと思ひております。

○山中部会長 ここまでのところで事務局から何かコメント等がありますか。何人かの委員から出ていますが。

○事務局（佐々木課長） ご意見をありがとうございます。

部会長からいただきました環境教育から気候変動教育という言葉があるということに関して検討させていただければと思います。また、主体間の対話についても同様に検討させていただければと思います。

また、武野委員からご発言がありましたが、道民が主体となって自らがそういった行動をしていくということが重要ではないかという趣旨のご意見をいただいたと思います。

また、小林専門委員からも、4ページ目のアで、省エネの記載はあるけれども、事業者

自らがエネルギーを調達していく努力も求められるのではないかとこのころがござい
ます。そちらにつきましては、例えば、武野委員からお話をいただきました道民自らの行動
の取組の促進というところについては、後ほどご説明させていただきますライフスタイル・
ビジネススタイルの転換のところでも記載をさせていただいております。また、小林専門
委員の言われた再生可能エネルギーにつきましては、これからご説明を差し上げます6ペ
ージの再生可能エネルギーのところでも触れさせていただこうと思っておりますので、その
ご説明をいただいてから、もしご意見があればいただければと考えております。

最後に、人材育成について、民間もさることながら、道においてもそういった観点が必要
ではないかというご意見もいただきましたので、そういったところは検討させていただ
ければと思っております。よろしく願いいたします。

○山中部会長 ありがとうございます。

ほかにありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○山中部会長 それでは、次に進めていって、それからまた全体の議論をする形にしたい
と思います。

次に、3の(8)再生可能エネルギーの利用に関する地球温暖化対策から説明をお願い
いたします。

○事務局(矢花課長補佐) それでは、資料の6ページ目の(8)再生可能エネルギーの
利用に関する地球温暖化対策からご説明させていただきます。

現条例の道による再生可能エネルギーの率先導入、情報提供、また、道民、事業者の利
用推進等の規定に加えまして、次の事項を規定に追加または拡充することが必要である
ということでございます。

ア、地域の再生可能エネルギーの利用についてです。

道は、地域の再生可能エネルギー源を活用した電気やエネルギーを地域で利用するため、
地域への取組支援など必要な措置を講じることが必要である。

イ、再生可能エネルギー計画書等の作成についてでございます。

エネルギーを供給している事業者によります、再生可能エネルギーの供給量拡大を促す
ため、再生可能エネルギー供給の基本方針や供給目標等の計画書及び報告書に、道内にお
ける種別電気の調達量、太陽光、風力、水力などについてでございますけれども、その
調達量の項目を追加することが必要であるということでございます。

ウ、再生可能エネルギー電気の調達量等の周知についてでございます。

特定エネルギー供給事業者は、需要者の再生可能エネルギー電気の導入促進を図るため、
道内で発電された再生可能エネルギー電気の調達量や供給量に関する情報を道民の方々に
分かりやすく周知するよう努めることが必要である。

資料7ページ目に参ります。

(9) 森林等の整備・保全等に関する地球温暖化対策についてでございます。

現条例の「道民、事業者による森林の保全・整備、森林資源の利用推進」、また、「道による森林の吸収・固定作用の情報提供」等の規定に加えまして、次の事項を規定に追加または拡充することが必要である。

ア、森林・林業・木材産業の取組についてであります。

丸の一つ目、道民、事業者は、二酸化炭素吸収・固定量を確保するため、道が実施する取組に協力するよう努めることが必要である。

丸の二つ目、道は、森林の整備の推進や保全の確保を図るとともに、道産木材の利用推進のため、各種製品の原材料やエネルギー源の多様な分野での道産木材の利用の促進によりまして、二酸化炭素の吸収・固定量を確保する措置を講ずることが必要である。

イ、ブルーカーボン等に資する取組についてであります。

本道は、広大で豊かな海洋環境に恵まれており、道は、二酸化炭素の吸収源として期待されるブルーカーボン、沿岸域や海洋生態系によって吸収、固定される二酸化炭素由来の炭素のことをブルーカーボンと申してございますけれども、ブルーカーボンに資する取組を推進するとともに、ブルーカーボンやその他の吸収源における効果の啓発や情報提供に努めることが必要である。

ウ、地産地消の推進についてであります。

現条例の道による道内産の農林水産物の積極的な消費を促進するという規定に加えまして、原材料や製品の輸送に係る排出削減に貢献するため、道民、事業者は、道内で生産、加工された農林水産物の積極的な消費に努めることが必要である。

続きまして、（１０）ライフスタイル・ビジネススタイルの転換についてでございます。

脱炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を図るため、前記の（１）から（９）に加えまして、現条例に次の規定を追加、拡充することが必要である。

ア、道民の日常生活における排出削減についてであります。

全国と比べ排出割合が高い家庭部門の削減のためには、道民が地球温暖化対策を自分ごととして捉え、ライフスタイルを不断に見直すことが重要であり、そのためには、まずは現状のエネルギー使用量等から自らの排出量を把握し、排出に応じた省エネなどの対策を講じるよう努めることが必要である。また、道においては、排出量の見える化など必要な支援に努めることが必要である。

イ、廃棄物の発生の抑制についてであります。

廃棄物の処理に伴い生じます温室効果ガスの排出を抑制するため、道民、事業者等は、日常生活や事業活動において、廃棄物の発生抑制や使用済み物品の再使用に努めるとともに、道民は、分別回収に協力するほか、事業者は、循環的な利用が行われるため必要な措置を講じることにより再生利用に努めることが必要である。

ウ、冷暖房時の温度についてであります。

エネルギー消費量の大きい冷暖房からの削減を図るため、道民、事業者は、住居や事業所において温室効果ガスの削減にも配慮した適切な温度に保つよう努めることが必要であ

る。また、事業者は、勤務中の従業員に対しまして、年間を通して省エネルギーや節電を意識した働きやすい服装を促すなど、配慮に努めることが必要である。

(11) 気候変動適応の取組についてです。

温室効果ガスを削減する緩和策とともに、両輪となって進めるべき適応策について規定を新設することが必要である。

ア、気候変動適応に関する施策の推進についてです。

道は、地域の実情に応じて、気候変動影響による被害の回避や軽減及び気候変動影響による機会の活用の観点も踏まえ、気候変動適応に関する施策を推進することが必要である。

イ、気候変動適応センターについてですけれども、道は、気候変動適応を推進するため、気候変動適応センターを設置しまして、気候変動影響や気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析、提供や技術的助言を講じることが必要であるとされているところでございます。

お手元の参考資料にまいります。

主なご意見とそれに対する考えについてでございます。

参考資料の3ページ目でございます。

26番の再生可能エネルギーからでございます。

意見につきましては、小売電気事業者からの報告項目では電源構成についても入れていただきたいというご意見がございましたが、エネルギー供給事業者による再生可能エネルギーの供給量拡大を促すため、再生可能エネルギー計画書等について電力の種類別調達量の項目を追加していきたいと考えているところでございます。

続きまして、森林保全等ということで、27、28、29番目、森林の保全・整備等についてでございます。

ご意見は、北海道の人口林は利用する時期に来ているが、そこで全部切ってしまうと、またしばらくの間利用できなくなり、いかに平準化するかが非常に重要で、条例の中でも何かしらの文言として必要ではないか。また、森林によるCO₂吸収量が、樹齢等の事情はあるが、減少傾向にあることから、道産材の利用促進や植林の推奨が必要ではないか。また、2050年には、現在、人が住んでいる約50%の場所で住まなくなると言われている。人が住まなくなった場所や閉鎖したスキー場など、未利用地に植林し、森林を再生させる視点も必要ではないか。このような意見をいただきました。

これにつきましては、森林整備の推進や保全の確保等を図りつつ、森林資源の循環利用を図る取組の推進や、建築物への道産木材の利用の促進について、新たな規定を検討していきたいと考えているところでございます。

続きまして、30、31、32番目の農業の部分でございます。

農業など、1次産業対策については、条例としての目立つようなところにあってよいと思う。また、遠距離輸送の減少によるCO₂排出量の削減につながる農作物の地産地消の推進や、食料、肥料や飼料の道内生産の促進が必要、また、スマート農業の推進が必要とい

ったご意見がございました。

それにつきましては、本道の二酸化炭素排出量の3割を占める産業部門のほか、業務部門などの排出削減を図るため、業種に応じた排出削減の対応を促す新たな規定を検討していきたいと考えているところでございます。

農業分野における地産地消の取組は、原材料や製品の輸送に係る排出削減に貢献することから、現条例における道の取組の推進に加え、新たに道民などの消費者にも積極的な地産地消に努める規定を検討していきたいと考えているところでございます。

続きまして、33、34番目のブルーカーボン等についてでございます。

ブルーカーボンは政策に使えるものが出てきていないという認識だが、条例に書くと考慮できる見通しが立つと取られないかというところでございます。

ブルーカーボンについて、温室効果ガスの吸収・固定量の算出方法は一部を除き未確定ではございますが、国の温対計画では吸収源として大きなポテンシャルを期待するとしまして、効果的な藻場、干潟の保全、創造対策、回復等を推進することとしております。また、道の推進計画においても、中期目標において本道の強みを生かしたブルーカーボンなどの取組によりまして、国の気候変動対策に貢献していくこととしているところでございます。

また、本道は、広大で豊かな海洋環境に恵まれておりまして、二酸化炭素の吸収固定源として期待されるブルーカーボンの取組の推進、その効果の普及啓発などの情報提供を図ることが必要であることから、新たな規定について検討していきたいと考えております。

34番目、ブルーカーボンについて触れられているが、湿地については触れられていないというご意見がございました。

それにつきましては、国の温対計画におきまして、湿地については、森林や草原と同様に多くの炭素を固定しており、生態系の保全、再生を進めることで健全な生態系による吸収能力を高めることとされているところでございます。

ブルーカーボンと併せまして、湿地等の吸収固定源についても、その効果の普及や啓発などの情報提供を図ることとする新たな規定を検討していきたいと考えているところでございます。

4ページ目でございます。

35から38番目の道民等の取組についてでございます。

消費者が主体的に行動を選択できるような行動変容を促す何か欲しい。また、製造業界に次ぐCO₂排出量なのがアパレル・ファッション業界と言われており、例えば、その衣類を製造する際のCO₂排出量など、購入する際の選択の基準となるようなラベルがあるとよい。また、我々道民は、世界中からものを買っている消費者である以上、世界中のCO₂を下げましようという意気込みでこのライフスタイルのところに書いてもよい。また、エシカル消費についても検討してほしい。こういったご意見がございました。

これにつきましては、家庭部門の削減を図るため、道民自らが排出量を把握し、これま

での行動を変容し、排出に応じた対策を講じることが重要であると考えておりまして、その旨を規定に盛り込むことを検討していきたいと考えております。また、温室効果ガスの排出量の少ない製品、サービスの開発、販売、提供に努める新たな規定を検討しまして、製品、サービスの開発等を促進していきたいと考えております。それから、事業者の環境に配慮された製品、サービスの提供に対し、消費者としてもそうした製品を選択していく努力が必要なことから、引き続き、環境物品の購入等を促進する規定を検討していきたいと考えております。また、エシカル消費の促進についてでございますけれども、温室効果ガスの排出量の削減に向けた行動の一つとして、今後、施策や取組として検討していきたいと考えているところでございます。

続きまして、39番目、エネルギー使用量の把握についてです。

エネルギー使用量の把握については、特に若者に対する取組が重要であるので、取り組みやすい方法を検討してほしいといったご意見がございました。

それにつきましては、道民が地球温暖化対策を自分ごととして捉え、行動を見直すことが重要でありまして、そのためには、自らの排出量を把握し、排出に応じた対策を講じることが必要であり、また、排出量の見える化などの主体的な取組の推進につながる分かりやすい形での情報の提供を行うなど、規定を検討していきたいと考えております。

40番目、廃棄物の抑制についてです。

直接埋立てをできるだけ抑制してバイオガス化を図るといった方向性や、有機汚泥、下水汚泥、し尿等の有効活用をできるだけ図るという方向性も循環産業にはあってもよいのではないか。

これにつきましては、廃棄物による二酸化炭素排出量等を削減するため、焼却だけではなく、埋立てについても処理量を抑制するよう、廃棄物の排出抑制をはじめとする3Rを推進するための新たな規定を検討していきたいと考えてございます。

41番目、暖房時の温度についてです。

温度規定については、温暖化防止の観点で検討するとともに、北海道も夏場は非常に暑くなってきたので、暖房だけでなく冷房についても併せて検討してはどうかというご意見です。

暖房のほか、冷房についても地球温暖化に配慮した適切な温度とする旨を規定に盛り込むことを検討していきたいと考えております。

最後に、気候変動適応ということで、42から44番目まででございます。

緩和と両輪で進める適応策の推進をどのように規定していくか、緩和策と適応策の調和的になるように記載するべきではないかというご意見、また、適応は条例では位置づけられていないと書いてあるのは、別個に枠組みをつくるのか、また、適応センターの設置について、何を指すのかの記載が必要ではないか。このようなご意見をいただきました。

それにつきましては、温室効果ガスを削減する緩和策とともに両輪となって進めるべき適応策に関して、気候変動適応に関する施策の推進や気候変動適応センターについて新た

な規定を検討していきたいと考えているところでございます。

また、適応センターの目的等について、気候変動適応を推進するため、本道の気候変動影響や気候変動適応に関する情報収集、整理、分析、提供及び技術的助言を行う拠点とすることを規定していきたいと考えているところでございます。

いただきましたご意見と、そのご意見に対する考えを説明させていただきました。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いします。

○山中部会長 後半部分に対してのご意見などがありますか。

○武野委員 先ほどの話の続きになるのですが、道民の責務という位置づけと（１０）のライフスタイル・ビジネススタイルの転換という位置づけが条例の中でどういうふうに整理されていくのか、あらかじめ教えていただきたいのです。現在の条例ですと道民の責務が一つありますが、それとは別立てでライフスタイルの規定をしていくのか、そこからまずお聞かせください。

○山中部会長 事務局からお願いします。

○事務局（矢花課長補佐） まず、責務のところに道民の責務がございまして、それとは別にライフスタイルの規定を設けることを考えてございます。

○武野委員 それを前提として、ライフスタイル・ビジネススタイルとなっておりますけれども、いろいろな意味で家庭部門の役割が大きいということは共通認識であると思いますが、家庭部門というのは、エネルギーのウエイトが高いというだけではなくて、いろいろな意味で行動変容を進めることによって出てくるものがあります。

例えば、今、私どもが最も大きいテーマとしているのが食品ロスの削減です。これは、廃棄物の発生抑制にももちろんつながるのですが、生産効率を高めていくとか、流通コストを下げるとか、いろいろな段階でエネルギーの効率化につながっていくと思います。生産、流通、廃棄です。その結果として、世界の食料問題にも貢献するテーマでございますので、ずっと見させていただいた中で、ワードとしては食品ロス削減が全く触れられていません。ライフスタイルの転換ということであれば、もし可能であるならばこのワードをぜひ入れていただきたいことと、環境省がグリーンライフ・ポイント制度を始めておりますが、意見の中に出ておりました環境物品の購入ということにも関わってきますけれども、不要なプラスチック製品を求めない、もらわない、そういうことも廃棄の抑制であったりエネルギーの効率化につながったりします。プラスチック産業を全て否定するわけではありませんが、不要なプラスチックの削減ということもライフスタイルの転換の中にはぜひ位置づけたいのです。アパレルのところで意見があったのと同じ文脈です。衣食住の全てにわたってライフスタイルの見直し、転換をし、その中ではこんなものがある、あんなことができるというところまで記述していただくと、より分かりやすいメッセージになるのではないかと思います。

○山中部会長 委員個人としても、武野委員と同じ考えを持ちます。

ほかはいかがでしょうか。

○宮森専門委員 武野委員のご意見に重なるところもあるのですが、先ほどの食品ロス削減というところで検討いただきたいのは、廃棄物の抑制の２行目の廃棄物の発生抑制というところの前に「食品ロス削減をはじめとする」という言葉を入れてはどうでしょう。

それと別に、（９）のウのところには地産地消の推進と入っています。農業という切り口からそこに入っていると思いますが、むしろライフスタイルのところには地産地消の推進とを入れたほうがいいと思います。

また、ライフスタイル・ビジネススタイルの転換のアのところですが、６行目に記述がありまして、「また、道においては」というところで、「排出量の見える化など」と書いています。そこには、見える化だけではなくて、「見える化や省エネ普及などに」と入れていただきたいので、ご検討をお願いします。

○山中部会長 私から委員個人としての発言をします。

主な意見のほうに載せて欲しいという意見を出し忘れたというか、これまでの部会で意見として全体を通じて発言していたのですが、反映されていない部分があると考えたのは、ビジネススタイルに書き入れてもいいと思うのですが、もしかしたら括弧の（１）～（１１）と同列で載せてもよいかもしれないと思うのは、２０５０年に向けてゼロカーボンに貢献する産業の誘致とか振興、または石炭産業とか化石燃料産業の方々からの産業構造の変換、あるいは事業の転換みたいなことを促す、そういうような産業の構造を、２０５０年というキーワードを入れることによって、２０３０年までに間に合わなくてもいいと思うのですが、そういうことを促していくようなことを長期的視点においてゼロカーボンに貢献する産業を誘致、転換ということを入れたほうがいいという気がします。

もちろん、条例的にこういう大まかな視点を書けるかということになるので、ずっと頭の中でためらいながら考えていたのですが、ここに書かないと、どこに書けばいいのかということになるので、ぜひとも検討をお願いしたいと思います。

今までの意見に対し、事務局から何かありますか。

○事務局（佐々木課長） ご意見ありがとうございます。

武野委員、また、宮森専門委員から、食品ロスといったワードをいただいたかと思えます。確かに、廃棄物の発生抑制というところにもつながってくる観点かなと思います。また、不要なプラスチックといったようなご意見もいただきましたので、こういったような観点につきまして検討させていただければなと思います。

また、部会長からいただきました産業の誘致ということにつきましては、こういった切り口で、もし入れるとしたらどうしようかと悩むところもあるのですが、いずれにしても、こちらについても考えさせていただければと思っております。どこまで皆様のご意見を反映できるか分からないのですが、考えさせていただければと思います。よろしくお願いします。

○山中部会長 オンラインの中津川委員、お願いします。

チャットに書いていただいたのですね。失礼いたしました。ご発言をお願いいたします。
○中津川委員 対面の方にはチャットでは伝わっていないと思いますが、ここに書いてあるとおり、三つほど意見と質問があります。

1点目は、(8)の再生可能エネルギーについてです。

これについては、この部会でも再三議論になった促進区域の環境の問題もあって、再生可能エネルギーを普及するのは非常に重要なことだと思うのですが、一方で、環境が非常に影響を受ける可能性があるのも、そこに配慮してということを書く必要はあるのではないかと思います。

あわせて、この再生可能エネルギーについては、あくまでも道内の需要分だけの規定なのかということです。計画書とか調達量の周知とかいろいろ書いてあるのですが、これは道内需要分なのかどうかです。実は、道外に出すほうが大口なのではないかと思いますが、それについての再生可能エネルギーの風力で発電したり、太陽光のほうは影響が非常に大きいのではないかと思いますので、そこについては縛りというか、どういうふうに読み取ればいいのかというのを確認させていただきたいと思います。

2点目は、(11)の適応の話ですが、私もずっと関わってきたのですが、令和2年3月に北海道気候変動適応計画が既に策定されています。2年前に策定されていて、その大元は環境省の気候変動適応法ができて、道でもこういうものができています。あとは、気候変動適応センターもそれで発足しているのに、この書き方はこれからやりますみたいな表現に読み取れるのですが、それはいかがなものかと思うのです。定められた枠組みを生かしてさらに何をを目指すのかということを書くべきではないかと思います。

○山中部会長 事務局からお願いします。

○事務局(佐々木課長) 中津川委員、ご意見をいただきまして、ありがとうございます。

まず、1点目の再エネに関して二つほどご意見があったかと思います。

まず一つは、再エネを増やすことはいいけれども、ダメージを受けるということに、いわゆる環境に配慮した形で再エネの普及ということをしたほうがいいのかというご意見があったと思います。

こちらについては、つまり、環境に配慮してということはあると思いますので、こちらの文言については検討させていただければと思います。

また、再エネに関しまして、北海道の需要分のみなのかどうかというご質問がおりかと思ひます。

こちらにつきましては、条例については直接書かれているものではございませんが、さきにご議論いただきました北海道地球温暖化対策推進計画を3月に策定させていただきましたけれども、その推進計画の中で、いわゆる道外への移出といったことも盛り込む形としているところもございます。

そういったことから、道内でご利用いただくというところを考えていくのですが、それ以外にも道外への移出というところを考えているところでございます。

最後に、適応のことについてもご発言をいただきました。

こちらにつきましては、既に計画などを策定しておりますが、これからというイメージではないかというご意見かと思います。

適応については、委員がご指摘のとおり、既にセンターなどは設置されているところですが、こちらについては、道の内部の規定という位置づけになっております。それを、今回、条例に定めるということで、条例に基づく設置という形で考えさせていただくというのが我々の考えでございます。

そういった中で、ご意見に対する我々の考えでもお示しさせていただきましたが、情報収集とか整理、分析をする拠点としてセンターで行っていければと考えているところでございます。

○山中部会長 中津川委員、いかがでしょうか。

○中津川委員 ご回答をありがとうございます。

1点目の自然環境に配慮してというのは、ぜひとも「北海道の豊かな」というのを入れてほしいのです。北海道には貴重な自然環境がありますので、そこは必ず書くようにお願いしたいと思います。これは要望です。

それから、移出の話は、それであれば、こういうことを通して、北海道だけではなくて全国にも貢献しているということですから、そういう部分はもう少し書いたらどうかと思います。全国の気候変動の温暖化防止に貢献しているということで、こういうことをやっているという話を書いておいたらいいのではないかと思います。そうしないと、北海道だけ土地を提供していろいろな再エネで発電をして、ただ一方的に何か出しているだけという感じになってしまうので、そういうのを盛り込めたら、お願いしたいと思います。

適応のほうは、おっしゃるとおりなのですけれども、ここの条例に北海道気候変動適応計画というものがあって、それに基づいて条例に位置づけてやっていくみたいな、そういう文言を、気候変動適応計画とか、場合によっては適応法とか、法律とか、計画とか、そういう枠組みがちゃんとあることをこの文章の中にもぜひ入れていただければと思います。

その中に北海道の役割も全部書いていますが、今まで議論がされてきて決まっていますので、そういうことを尊重して書いていただきたいという希望です。

○山中部会長 中津川委員の意見を踏まえて考えてみると、部会もしくは審議会が基本的な考え方を出すのであって、これイコール条例ではありません。そういう意味では、確かに中津川委員のおっしゃるとおりのイメージがありまして、気候変動適応センターは既にあるのだから、「既存の」と書いても何ら問題はないわけです。条例ではないのですから、条例に位置づけるということです。逆に言うと、もっと積極的に条例に位置づけることが必要であるというみたいな書き方だって、部会とか審議会の答申としては問題ないのではないかと思います。

そうですね。

○事務局（竹本気候変動対策担当局長） はい、そうです。

○山中部会長 確かに、それとは別に、今のテクニカルなイメージですけれども、北海道の豊かな自然みたいな言葉は非常に重要なと思うので、ぜひご検討ください。

ほかにはいかがでしょうか。

○小林専門委員 (8) の再生可能エネルギーの利用のところですが、以前の部会の中でも、再生可能エネルギーの計画書、対象となるエネルギーを供給している事業者の報告があまり出ていない状況もあったと思います。

温室効果ガスの削減計画については、できるだけ提出できるような対応も検討されるようになっていきますので、こちらについても、ぜひ多くの事業者が報告するようにして、それを道民や事業者の皆さんに対して有益な情報提供の基になるように活用していければいいかと思います。

○山中部会長 事務局から、確かにこの辺りは結構細かい議論もあったと思うので、この基本的な考え方にはどういう感じで組み込まれたか、説明をしていただけるといいかと思います。

○事務局(佐々木課長) 今ご指摘いただいたのは再生可能エネルギーという観点での計画書ということで、ご提出していただく事業者がそんなに多くないというご意見をいただいたところでございます。

今ご指摘のありました再生可能エネルギーの計画書は、これまで部会で必ずしも100%近くまで出していただいている形にはなっていないというところも含めまして、我々もそういうところも今後力強くやっていく必要があると認識しているところでございます。

そういうことから、我々も、また新しく条例ができた暁には、多くの事業者にこういった計画書のご提出をいただけるよう推進していきたいと考えているところでございます。

○山中部会長 武野委員、お願いします。

○武野委員 先ほどの食品ロスの削減のことで、補足的な意見を述べさせていただきます。

廃棄物の発生の抑制というところで食品ロスの削減を捉えると、それが足りないと思います。食品ロスというのは、食品ロスの削減を進めることで需給のバランスが変わるのです。そうすると、生産が変わる、流通量が変わる、それによってエネルギー使用が減っていくのです。ですから、それが結果として廃棄されるときだけ登場するのではなく、全ての段階で登場してきます。廃棄物の発生の抑制のところだけに登場するというのは違うと思いますので、その辺をよろしくお願いします。

○山中部会長 食料システムは、世界的に見ても人間活動のCO₂排出の3分の1になっています。去年、食料システムだけで国連がサミットをやったぐらいですから、とても重要なテーマです。そこを消費者の立場からフードロスを通じて食料システム全体を変えようというところをこの中にうまく入れてはどうかという意見ですね。

ほかにはいかがでしょうか。

これをたたき台として、部会から親会のほうに上げようという格好になっていくと思います。ここでご意見をいただけるといいと思いますので、お願いいたします。

○事務局（佐々木課長） 今、武野委員からご指摘のありました食品ロスに関しまして、先ほど、廃棄物の発生抑制という観点での論議をさせていただいたところだったのですが、そうではなく、需給バランスとか運送といった複合的なところもあり得るということでございます。こちらの食品ロスに関しましての記載、もしくは載せるとしたらどういところが適当かということも含めて検討させていただければと思います。

また、先ほど中津川委員からご指摘のありました適応に関しまして、部会長から、もっと積極的に条例に位置づけることが必要という形の基本的考え方の記載があってもよいのではないかとご指摘をいただきましたので、そういったところも含めて記載の在り方を検討させていただければと思います。

○山中部会長 ほかにいかがでしょうか。

この基本的考え方を親会に出すに当たって、私が一つ気づいたことがございます。

というのは、基本的考え方は条例をつくるのに直結していて、まさに基本的考え方です。一方、私が参画しなかった前年度から、かなり細かい議論をこの部会で何回もしていただいております。その部会でこの委員の皆様がいろいろな意見を出したものがどういう形になるのかが私としてすごく気になりましたので、附帯意見を出してはどうかということをお委員の皆様提案させていただきます。

どういうものかについては、今、事務局から配付していただくことにいたします。

単純なものです。基本的な考え方は、様々議論をしてきたことについて、ちゃんと審議会としての委員と、基本的な考え方には含まれませんが、今後、我々委員が審議したことを十分に検討して、条例、細かな部分は規則になると思いますが、そこに入れてくださいというお願いになります。

いかがでしょうか。

○武野委員 審議会には温対部会も含まれるのですね。温対部会での意見や議論がです。

○山中部会長 そうなりますね。まさに、ここでやった議論を反映させるようにと。

第2回で記憶しているところによれば、いわゆる事業者規模とか、報告書の話とか、そういうことはここで議論がなされて、今回は条例の基本的考え方を答申するのですが、規則に盛り込まれる規定にも反映させてくださいというお願いをこちらから出すことになります。

ほかにいかがでしょうか。

異議がないというふうに理解してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山中部会長 それでは、もう一回、今回の北海道地球温暖化防止対策条例の見直しに係る基本的な考え方（答申素案）というものについて、全体を通じてコメント、ご意見、質問等があればお願いいたします。

○武野委員 何度か発言させていただいたことなので、似たようなことの繰り返しになってしまうけれども、道民の責務もしくはライフスタイルの転換、そのいずれでも構わ

ないのですけれども、どちらかというとは後者でしょうか、道民が自ら行動変容していく、衣食住の全てにわたって行動変容していかなければならないということを明確にお示しいただきたいのです。

衣ですとファッション系の衣料廃棄物の問題も既に出ております。食であればフードロスが出ております。住であればZEB、ZEHを含めた話もあります。ただ、家計支出は当然限られているので、できることしかできないのです。日々の食料品は選択できると思いますが、2割、3割高いものを買うというのはなかなか難しい作業です。家電についても2割、3割高い省エネ型のものを買うのはなかなか難しいと思います。家についても、2050年に向けて新築のZEHハウスというふうに簡単に転換していくことはできません。

ですから、意識を持って、道筋を示しながら、なおかつ、できる範囲でやってもらわなければいけないのだということをどこかで示していただきたいのです。単に協力するということではなくて、行動変容しながらそういうものを目指していくのだということを明確にお示しいただきたいという意見でございます。

○山中部会長 ほかにいかがでしょうか。

時間がまだあるのでコメントをさせていただきますと、個人的なものです、前文に近いと思うのですけれども、2050年に向けて、我々は北海道の諸課題を、端的には少子高齢化もしくは過疎化の話ですけれども、そういう北海道の課題とともにゼロカーボンを実現するような対策等を取るべきであると、一緒に考えていきたいと思いますというものをどこかに入れてあるといいですね。

もちろん、最初の2のところに環境と経済・社会が調和しながら成長を続けるゼロカーボン北海道の実現に向けた規定のあり方とありますように、ここにうまくもっと入れていただいて、「長期的視点」あるいは「2050年に向けた」あるいは「北海道の諸課題とともに」とか、そういう言葉が入っていくと感じがいいかなと僕は思ったりします。これは明示的ではないのですが。

ほかはいかがでしょう。

（「なし」と発言する者あり）

○山中部会長 それでは、今までの意見について、再度、事務局で検討していただき、私を確認した上で答申案と附帯意見として環境審議会、親会のほうに報告したいと思います。一任していただけますでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山中部会長 異議がないようなので、8月12日開催予定の環境審議会で答申案を報告させていただきます。

今日は予定以上に早く進んだ部分もあるのですが、最後にその他ですが、事務局から何かありますか。

○事務局（矢花課長補佐） 次回の部会の開催についてでございますけれども、10月頃

を予定しております。

また別途日程調整をさせていただき、決まり次第お知らせしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○山中部会長 以上で本日の議題は終了となりますが、ほかに何かありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○山中部会長 それでは、本日の議事は全て終了しましたので、進行を事務局にお返しいたします。

3. 閉 会

○事務局（佐々木課長） 山中部会長、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年度第3回北海道環境審議会地球温暖化対策部会を終了いたします。

皆様、どうもお疲れさまでございました。

以 上